

1. 検討経緯

中筋川^{なかすじがわ}総合開発事業横瀬川^{よこせがわ}ダム（以下、「横瀬川ダム建設事業」という。）については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から四国地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付で検討手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

四国地方整備局では、検証要領細目に基づき、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 11 月 18 日に設置し、検討を進めるにあたっては、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。そして、第 3 回幹事会を開催後、平成 23 年 5 月 27 日～6 月 27 日まで、「治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について」及び「治水・利水・流水の正常な機能の維持の対策案の概略評価について」を対象としたパブリックコメントを行い、パブリックコメントのご意見等を踏まえ追加・見直しした対策案により第 4 回幹事会を開催した。

その後、平成 24 年 10 月 25 日に検討の場を開催して、横瀬川ダム建設事業の目的である洪水調節、利水、流水の正常な機能の維持についての目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

そして、これまでの検討結果をとりまとめた「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「本報告書（素案）」という。）を作成し、平成 24 年 10 月 30 日から平成 24 年 11 月 10 日までの間に紙面等での意見聴取を行い、平成 24 年 11 月 5 日に中筋川流域の会場において関係住民への本報告書（素案）の説明会を開催した上で、平成 24 年 11 月 10 日に意見聴取を行った。また、平成 24 年 11 月 13 日には、学識経験を有する者等から意見聴取を行った。

これらを踏まえ、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「本報告書（原案）案」という。）を作成し、平成 24 年 11 月 28 日に開催した第 5 回幹事会において対応方針（原案）の案を示した上で、関係地方公共団体の長及び関係利水者に対する意見聴取を行い、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」（以下「報告書（原案）」という。）としてとりまとめた。

横瀬川ダム建設事業の対応方針（原案）について、平成 24 年 12 月 17 日に開催された四国地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、対応方針（案）を決定した。

なお、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討フローを図 1-1 に示す。

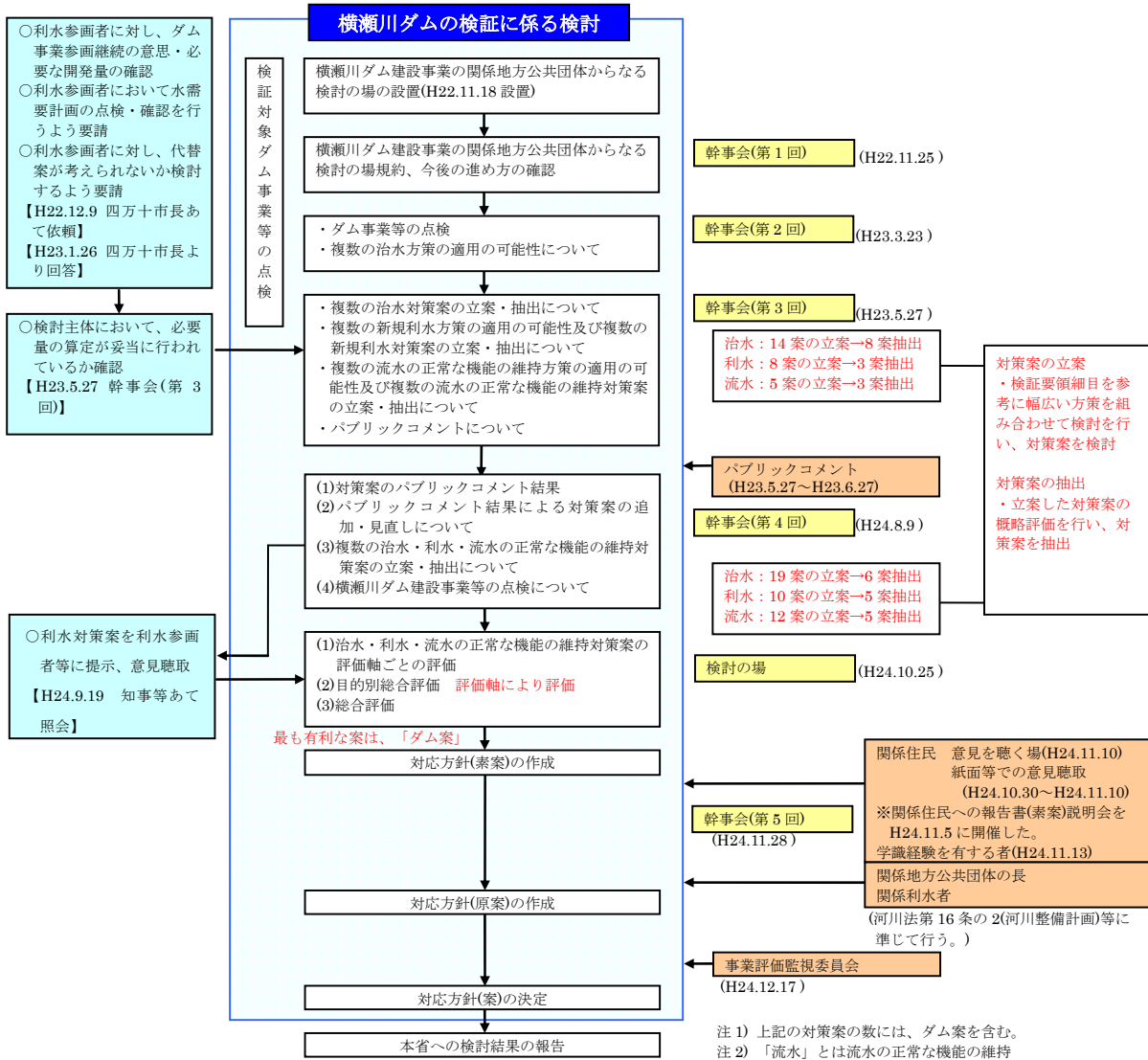


図 1-1 横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討フロー

1.1 検証に係る検討手順

横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討（以下「横瀬川ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダムの概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については 2. に、検証対象ダムの概要の整理結果については 3. に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は 4.1 に示すとおりである。

次に、横瀬川ダム検証では「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、「複数の治水対策案、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の立案」、「概略評価による治水対策案、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出」、「治水対策案、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に、「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第 4 に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

(1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の 1 つは、横瀬川ダムを含む案として、その他に横瀬川ダムを含まない方法による計 19 案の治水対策案を立案した。（その結果等は 4.2.1～4.2.3 に示すとおりである。）

(2) 概略評価による治水対策案の抽出

19 案の治水対策案について、概略評価を行い、横瀬川ダムを含む 6 案の治水対策案の抽出を行った。（その結果等は 4.2.4 に示すとおりである。）

(3) 治水対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した 6 案の治水対策案について、7 つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。（その結果は 4.2.5 及び 4.5.1 に示すとおりである。）

1.1.2 新規利水

検証要領細目第4に基づき、複数の新規利水対策案の立案、概略評価による新規利水対策案の抽出、新規利水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 利水参画者に対する確認・要請

横瀬川ダム建設事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量の確認、水需給計画の点検・確認及び代替案が考えられないか検討するよう平成22年12月9日付け文書にて要請し、利水参画者からの回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した。(その結果等は4.3.1～4.3.2に示すとおりである。)

(2) 複数の新規利水対策案の立案

複数の新規利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、ダム事業者や水利使用許可者として有している情報に基づき可能な範囲で検討を行い、複数の新規利水対策案の1つは、横瀬川ダムを含む案として、その他に横瀬川ダムを含まない方法による計10案の新規利水対策案を立案した。(その結果等は4.3.3～4.3.4に示すとおりである。)

(3) 概略評価による新規利水対策案の抽出

10案の新規利水対策案について、概略評価を行い、横瀬川ダムを含む5案の新規利水対策案の抽出を行った。(その結果等は4.3.5に示すとおりである。)

(4) 複数の新規利水対策案の利水参画者等への提示、意見聴取

概略評価により抽出した5案の新規利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を平成24年9月19日付け文書にて行い、利水参画者等から回答を得た。(その結果は4.3.6に示すとおりである。)

(5) 新規利水対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した5案の新規利水対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。(その結果は4.3.7及び4.5.2に示すとおりである。)

1.1.3 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第4に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の流水の正常な機能の維持対策案の1つは、横瀬川ダムを含む案として、その他に横瀬川ダムを含まない方法による流水の正常な機能の維持対策による計12案を立案した。(その結果等は4.4.1～4.4.3に示すとおりである。)

(2) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

12案の流水の正常な機能の維持対策案について、概略評価を行い、横瀬川ダムを含む5案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。(その結果等は4.4.4に示すとおりである。)

(3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の利水参画者等への提示、意見聴取

概略評価により抽出した5案の流水の正常な機能の維持対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を平成24年9月19日付け文書にて行い、利水参画者等から回答を得た。(その結果は4.4.5に示すとおりである。)

(4) 流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した5案の流水の正常な機能の維持対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。(その結果は4.4.6及び4.5.3に示すとおりである。)

1.1.4 総合的な評価

各目的別の検討を踏まえて、横瀬川ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。(総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.6に示すとおりである。)

1.1.5 費用対効果分析

費用対効果分析について、洪水調節の便益は、「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づき算定した。また、流水の正常な機能の維持に関する便益は、代替法により算定した。(その結果等は5.に示すとおりである。)

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

横瀬川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的として、検討の場を平成22年11月18日に設置し、その後、平成24年11月28日までに検討の場を1回、幹事会を5回開催した。その結果等は6.1に示すとおりである。検討の場の構成を表1-2-1に、検討の場の実施経緯を表1-2-2に示す。

なお、三原村は、中筋川上流域に位置し、流域の面積が小さく、関係する住民も少ないことから、検討の場の構成員には加わっていない。

表 1-2-1 検討の場の構成

	検討の場	幹事会
構成員	高知県知事	高知県土木部長
	四万十市長	四万十市副市長
	宿毛市長	宿毛市副市長
検討主体	四国地方整備局長	四国地方整備局河川部長



図 1-2-1 渡川水系中筋川流域図

表 1-2-2 検討の場の実施経緯

年月日	検討内容	
平成22年 9月28日	ダム事業の検証に係る検討指示	■国土交通大臣から四国地方整備局長に指示
平成22年11月18日	検討の場（設置）	■規約、構成員について
平成22年11月25日	幹事会（第1回）	■規約について ■今後の検討の進め方について
平成23年 3月23日	幹事会（第2回）	■横瀬川ダム建設事業等の点検 ・総事業費（中間整理）、工期、堆砂計画 ■治水対策案の検討 ・複数の治水対策案への26方策の適用性
平成23年 5月27日	幹事会（第3回）	■対策案の検討 ・複数の治水対策案の立案、抽出 ・新規利水の必要量の算出確認 ・複数の新規利水対策案の立案、抽出 ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、抽出 ■パブリックコメントの募集について ・「各目的ごとの対策案」の具体的提案、概略評価を対象
平成24年 8月 9日	幹事会（第4回）	■パブリックコメントの結果 ・「各目的ごとの対策案」の具体的提案、概略評価についての意見を紹介 ■対策案の検討 ・パブリックコメントの意見を踏まえた対策案の追加・見直し ・複数の治水対策案の立案、抽出 ・新規利水の必要量の算出確認 ・複数の新規利水対策案の立案、抽出 ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、抽出 ■横瀬川ダム建設事業等の点検 ・総事業費
平成24年10月25日	検討の場	■横瀬川ダム建設事業等の点検 ・総事業費 ・計画の前提となっているデータ ■目的別の総合評価 ・治水対策案の総合評価（案） ・新規利水対策案の総合評価（案） ・流水の正常な機能の維持対策案の総合評価（案） ・利水参画者等から新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案について意見聴取した結果 ■検証対象ダムの総合的な評価 ■意見聴取等の進め方
平成24年11月28日	幹事会（第5回）	■学識経験を有する者等、関係住民への意見聴取について ■「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」について

1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、第3回幹事会開催後の平成23年5月27日から6月27日の32日間に「各目的別ごとの対策案の立案」と「各目的別ごとの概略評価による対策案の抽出」を対象としたパブリックコメントを行い、個人44名、団体1団体からご意見を頂いた。（その結果は6.2に示すとおりである。）

1.2.3 意見聴取

「本報告書（素案）」を作成した段階で、河川法第16条の2等に準じて、学識経験を有する者、関係住民からの意見聴取を実施した。これらを踏まえ、「報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見聴取を実施した。その結果は6.3に示すとおりである。

1.2.4 事業評価

横瀬川ダム建設事業の対応方針(原案)について、事業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、『再評価対象事業について審議の結果、「検証要領細目」に基づいて横瀬川ダムの検証を進められており、検証に係る検討の進め方、検討手順にも不備はなく、「横瀬川ダム建設事業」の再評価が、当委員会に提出された資料・説明の範囲において適切に進められており、対応方針(原案)のとおり「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」であると判断した。』との意見を頂いた。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・ 検討の場、幹事会及びパブリックコメント並びに意見聴取の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、四国地方整備局ホームページで公表した。
- ・ 検討の場及び幹事会は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を四国地方整備局ホームページで公表した。